

## 第1回教務所長会 報告まとめ

(2026.02.18 Web 開催)

1. 今回添付の「宗門財政改革案」は、今月の定期宗会に上程される「2026（令和8）年度 浄土真宗本願寺派 一般会計歳計予算案」の予算額積算基準として審議されるもので、宗会による予算案の議決によりこの改革案が承認されたものとなること。

2. 先月末にお知らせした「宗門財政改革案」から変更されているのでご留意いただきたい。

3. 今回提示の「宗門財政改革案」では、前案では令和8年度より交付しないとされていた①「賦課金奨励費」については案を変更し、該当組へ交付することを継続する。

前案の通り②「本願寺教化助成費」は、門徒講懇志進納に対する進納された所属寺院のみへ進納額の8%（令和7年度までは15%）を交付する。

組・教区へは②「本願寺教化助成費」ではなく、新たに⑤「宗派活動助成金」として、従前と同率の%にて助成金を該当の組・教区へ交付する。

尚、この交付額は令和9年度以降段階的に下げていき、令和10年度には廃止することを目標とする。また、廃止後は、実績に応じた教区・組への助成制度を宗会議員の意見を聞いて導入することを目標とする。

前案では触れていなかったが、③「宗派一般会計から教区・組・寺院への助成金」は、継続して該当組へ交付する。

※交付対象の詳細については宗会での議決後に知らせる。

前案で令和8年度より交付しないとされていた④「宗派教化助成費」は、前案通り廃止する。

4. 2026（令和8）年7月末までに、宗派が今後指示する書式にて「令和7年

度 組会計決算書」を「教区規程」第 21 条（教務所長への報告事項）として教区を通じて総局に書面にて報告することとなる。令和 7 年度の予算は各組それぞれ独自の書式での予算書となっていると思うが、提出いただく決算書は、今後指示された書式に書き換えて提出いただくこととなる。この報告は令和 9 年度以降も続くので、令和 9 年度以降の予算作成にあたっては、指示された書式にて作成いただきたい。

以上

（報告 西本）